

令和8年度茨城県性暴力の根絶を目指す対策強化月間における
インターネット広告掲載事業実施業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度茨城県性暴力の根絶を目指す対策強化月間におけるインターネット広告掲載事業実施業務

2 目的

本業務は、11月の「茨城県性暴力の根絶を目指す対策強化月間」において、インターネット広告掲載を実施し、「同意のない性的な行為はすべて性暴力である」という認識を県民一人ひとりに広く浸透させることで、性暴力根絶に関する県民の理解促進と社会的気運の醸成をより一層高めることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年1月29日（金）まで

4 基本要件

- ・令和7年度茨城県性暴力の根絶を目指す対策強化月間における普及啓発事業実施業務において、県が制作した動画、静止画の媒体を用いて、「同意のない性的な行為はすべて性暴力である」という認識を県民一人ひとりに広く浸透させるためのインターネット広告を実施すること。
- ・訴求対象は、若年層から高齢層までの幅広い世代とし、性別を問わない。
- ・本事業の趣旨に沿って、YouTube、Instagram、コネクテッドTV その他効果的なインターネット広告媒体を活用し、効率的かつ効果的な広告配信を行うこと。
- ・本業務に必要な広告掲載料、運用費その他一切の経費は、本契約金額に含むものとする。
- ・広告配信に係る各種設定等の必要な手続きは、受託者が行うものとする。

(参考) 令和7年度茨城県性暴力の根絶を目指す対策強化月間における普及啓発事業実施業務において、県が制作した動画、静止画

【動画】

30秒の動画 2本

ホームページ掲載

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/seibun/anzen/shien/gekkan.html>

【画像】

バナー広告用 945×530 (jpg 及び png)

デジタルサイネージ表示用 1,080×1,920 (jpg 及び png)、1,920×1,080 (jpg 及び png)

その他 300×250 (jpg)、320×50 (jpg)、320×100 (jpg)、336×280 (jpg)、

600×600 (jpg)、1,200×628 (jpg)

※バナー広告用画像はホームページに掲載しており、各画像のデザインについては、ホームページに掲載している画像と概ね同じ。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/seibun/anzen/shien/gekkan.html>

5 委託業務の内容

(1) 動画広告配信

- YouTube 広告、SNS 広告、コネクテッド TV 広告等のインターネット広告において、県民に広くリーチできるように、予算内で適切にターゲット（年齢・性別・地域等）や配信期間を設定し、啓発動画を出稿・配信する。
- 配信は、県が制作した動画（30 秒×2 本）により行う。
- 広告動画や再生後の静止面をクリックした場合、県が指定する Web サイトへ遷移する仕様とする。
- 展開する広告の効果目標として、閲覧回数・クリック数等の指標を用い、K P I を設定すること。
- 配信後には、閲覧回数・クリック数などの結果を性別・年代別に分析したレポートを提出する。
- 配信期間は、令和 8 年 10 月 30 日（金）から同年 11 月 30 日（月）までを基本とし、詳細は県と協議の上決定する。
- 広告掲載先のユーザー属性やターゲットへの訴求方法等を勘案し、最小限のコストで十分な広告効果が得られるよう工夫すること。

(2) ディスプレイ広告

- 県が指定する Web サイトへ遷移するディスプレイ広告を実施する。
- 広告バナーは、県が制作した画像データを使用する。なお、ディスプレイ広告実施のため、画像データのサイズ調整が必要な場合は、受託者が調整すること。
- 予算内で適切にターゲット（年齢・性別・地域等）を設定する。
- 展開する広告の効果目標として、閲覧回数・クリック数等の指標を用い、K P I を設定すること。
- 配信後には、クリック数などの結果を性別・年代別に分析したレポートを提出する。
- 配信期間は、令和 8 年 10 月 30 日（金）から同年 11 月 30 日（月）までを基本とし、詳細は県と協議の上決定する。
- 広告掲載先のユーザー属性やターゲットへの訴求方法等を勘案し、最小限のコストで十分な広告効果が得られるよう工夫すること。

(3) その他

- 上記のほか、本事業の目的達成に有効と考えられる提案（インターネット広告掲載以外の提案を含む）がある場合は、あわせて提案すること。

6 成果品

(1) 成果品の提出

ア 提出物

報告書一式 (PDF 及び編集可能な形式 [Word、Excel、PowerPoint 等])

その他委託業務において作成した成果物一式

イ 提出方法

原則として、上記成果品は県が指定するメールアドレス宛に電子メールで送信すること。

やむを得ずメールでの送付が困難な場合は、県の指示に従い別の方法で提出すること。

(2) 成果品の管理及び権利

本業務で作成・使用した物件・成果物の所有権・著作権その他の権利はすべて茨城県に帰属する。

本業務の実施に際して、第三者の権利（著作権など）を侵害しないよう十分配慮し、万一抵触した場合は受託者が責任を持って対応すること。

7 個人情報の取扱い

受託者は本事業を履行する上で、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項及び第 67 条の及びその他の関係法令等の規定を遵守すること。

8 特記事項

受託者は、上記仕様書の内容のほか、次の各号に留意するものとする。

- (1) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、委託者と協議してこれを定めるものとする。
- (2) 受託者は、企画・運営の詳細については、委託者と十分協議の上、決定すること。
- (3) 委託事業を実施するにあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (4) 当該事業に関する諸法令を遵守するとともに、契約書及び本仕様書の内容に基づき委託業務を遂行すること。
- (5) 委託事業の履行状況について委託者から報告を求められた場合には、委託者の求める方法により、速やかに報告すること。
- (6) 委託事業を実施するにあたり、事故や運営上の課題などが発生した場合は、速やかに委託者に連絡すること。